

議案第70号 説明資料

幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 行 条 例  | 改 正 条 例   |
|--|---|
| <p>○幕別町立幼稚園設置条例<br/>(昭和52年12月21日 条例第41号)</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>別表第1 (第4条関係) 保育料金表<br/>略</p> <p>備考</p> <p>1 <u>この表の第2階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。</u></p> <p><u>なお、園児の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子及び同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該園児の保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。</u></p> | <p>○幕別町立幼稚園設置条例<br/>(昭和52年12月21日 条例第41号)</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>別表第1 (第4条関係) 保育料金表<br/>略</p> <p>備考</p> <p>1 <u>この表における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割課税額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。</u></p> <p>2 <u>指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者については、指定都市以外</u></p> |

| 現 行 条 例   | 改 正 条 例  |
|---|--|
| <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 第2階層の世帯であって、幼稚園若しくは認定こども園に入所し、又は小学校に就学している満3歳から小学校3年生までの範囲内の児童（以下「施設利用児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる園児に応じて、第2欄により計算して得た額を当該園児の保育料の額とする。ただし、園児の属する世帯が<u>4に掲げる世帯</u>の場合の第2階層及び第3階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「<u>4に掲げる保育料の額</u>」に読み替えて適用するものとする。</p> <p>略</p> <p>6 第3階層から第5階層までの世帯であって、施設利用児童が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる園児に応じて、第2欄により計算して得た額を当該園児の保育料の額とする。ただし、園児の属する世帯が<u>4に掲げる世帯</u>の場合の第2階層及び第3階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「<u>4に掲げる保育料の額</u>」に読み替えて適用するものとする。</p> <p>略</p> <p>7 所得割課税額が77,100円以下の世帯であって、園児の保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令</p> | <p>の市町村の区域に住所を有する者とみなして所得割課税額を算定する。</p> <p>3 <u>園児の保護者又は扶養義務者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該園児の保護者又は扶養義務者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 第2階層の世帯であって、幼稚園若しくは認定こども園に入所し、又は小学校に就学している満3歳から小学校3年生までの範囲内の児童（以下「施設利用児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる園児に応じて、第2欄により計算して得た額を当該園児の保育料の額とする。ただし、園児の属する世帯が<u>6に掲げる世帯</u>の場合の第2階層及び第3階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「<u>6に掲げる保育料の額</u>」に読み替えて適用するものとする。</p> <p>略</p> <p>8 第3階層から第5階層までの世帯であって、施設利用児童が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる園児に応じて、第2欄により計算して得た額を当該園児の保育料の額とする。ただし、園児の属する世帯が<u>6に掲げる世帯</u>の場合の第2階層及び第3階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「<u>6に掲げる保育料の額</u>」に読み替えて適用するものとする。</p> <p>略</p> <p>9 所得割課税額が77,100円以下の世帯であって、園児の保護者<u>又は扶養義務者</u>と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令</p> |

| 現 行 条 例  | 改 正 条 例        |  |   |                |   |  |   |   |  |   |                |   |  |
|--|----------------|--|---|----------------|---|--|---|---|--|---|----------------|---|--|
| <p>第213号) に定める特定被監護者等をいう。) が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、<u>5</u>に関わらず、次表の第1欄に掲げる園児の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該園児の保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、<u>4</u>に掲げる世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる園児の保育料の額は0円とする。</p> <table border="1" data-bbox="176 496 1106 719"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="176 496 1106 531">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="176 531 642 679">ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる園児 (<u>4</u>に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する園児を除く。)</td> <td data-bbox="642 531 1106 679">保育料金表に定める額×0.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="176 679 1106 719">略</td> </tr> </table> <p>別表第2 略</p> | 略              |  | ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる園児 ( <u>4</u> に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する園児を除く。) | 保育料金表に定める額×0.5 | 略 |  | <p>(平成26年政令第213号) に定める特定被監護者等をいう。) が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、<u>7</u>にかかわらず、次表の第1欄に掲げる園児の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該園児の保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、<u>6</u>に掲げる世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる園児の保育料の額は0円とする。</p> <table border="1" data-bbox="1223 536 2152 759"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1223 536 2152 571">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 571 1688 719">ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる園児 (<u>6</u>に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する園児を除く。)</td> <td data-bbox="1688 571 2152 719">保育料金表に定める額×0.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1223 719 2152 759">略</td> </tr> </table> <p>別表第2 略</p> | 略 |  | ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる園児 ( <u>6</u> に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する園児を除く。) | 保育料金表に定める額×0.5 | 略 |  |
| 略  |                |  |   |                |   |  |   |   |  |   |                |   |  |
| ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる園児 ( <u>4</u> に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する園児を除く。)  | 保育料金表に定める額×0.5 |  |   |                |   |  |   |   |  |   |                |   |  |
| 略  |                |  |   |                |   |  |   |   |  |   |                |   |  |
| 略  |                |  |   |                |   |  |   |   |  |   |                |   |  |
| ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる園児 ( <u>6</u> に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する園児を除く。)  | 保育料金表に定める額×0.5 |  |   |                |   |  |   |   |  |   |                |   |  |
| 略  |                |  |   |                |   |  |   |   |  |   |                |   |  |